

令和8年度（2026年度）熊本県広報紙提案作品等仕様書

1 提案の条件

- ・提案作品は、タブロイド判、4ページ（カラー4色）で6部提出すること。（カラープリントで可）
- ・提出する作品には、社名は記入しないこと。
- ・1面から4面にかけての全体の構成は、下表のとおり。
- ・各項目については、2に従って制作すること。

番号	項目	内容
1	表紙	特集面の内容や季節性を踏まえつつ、注目を集め、手に取ってもらえるようなインパクトのある表紙とする。 ＜1面＞
2	特集 1	次項2(2)に提示するテーマに沿った特集記事を作成。分かりやすく見やすいレイアウト、理解しやすい文章、読者を引きつけるデザイン等により、紙面を構成する。 ＜2面～3面＞
3	特集 2	次項2(3)①に提示するテーマに沿った特集記事を作成。上記特集1同様に紙面を構成する。 ＜4面 1／2ページ程度＞
4	各種お知らせ	各課からのお知らせや広報課の広報媒体などを掲載。 ＜4面 1／8ページ程度＞
5	プレゼント	読者誘因策として、県産品等のプレゼントを掲載。 ＜4面 1／8ページ程度＞
6	広告	空白のスペースを設けること。 ＜ページ下部 縦65mm×横250mm＞

※各種項目の概要については、令和7年度（2025年度）発行分を参照。

2 提案作品等の制作方法

(1) 表紙について

- ・タイトルロゴデザインは令和7年度（2025年度）と同様のものを使用してもよいものとする。（新規デザインの提案も可能。）なお、「令和8年（西暦も表紙内に表示すること）冬号」、「No. 163」も含めること。

- ・当該号が何の特集か分かるように工夫すること。
- ・チラシに紛れないインパクトがある内容とする。
- ・写真は、自社又は今回の提案書に記載している（以下「自社等の」という。）カメラマンが撮影したものを使用することが望ましいが、写真がない場合はダミー等でも可（同カメラマンが過去に撮影したものでも可）。

（2）特集1（2面～3面）について

次のテーマについて、効果的なレイアウトを勘案し、制作すること。

＜テーマ＞

令和8年冬号「熊本県産酒の魅力発信」

（紙面に掲載するタイトル名は、テーマに即して、新たに作成すること。）

※当テーマは、あくまでも提案作品用であり、令和8年度に当テーマを採用するとは限らない。

＜掲載内容＞

熊本には、全国に誇る名水と豊かな大地、そして人々の技と心意気により造りだされた県産酒が多く存在している。県産酒には、人吉球磨地方で500年の歴史を誇り、コニャックやボルドーワインなどと並び、産地呼称が認められた「球磨焼酎」や酒の神様とも呼ばれる野白金一氏を中心に開発された「熊本酵母」を用いた日本酒、そのほかにもワインやビール等、県産酒が地域の食文化や暮らしに彩りをあたえ、地域経済を支える重要な役割を果してきた。

県でも、平成30年に「くまもと県産酒で乾杯条例」を制定し、県産酒による乾杯の推進と県産酒の普及促進等を図っている。

本テーマでは、この熊本県産酒の魅力や特徴を発信し、県民が県産酒に誇りを持ち、購入や他人に自慢したくなるような紙面を制作する。

＜参考情報＞

- 熊本県産酒で乾杯サイト
<https://kensanshu.com/>
- 熊本県産酒で乾杯条例
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/209/5403.html>

※各関係団体のサイト等も参考にすること

- ・特集は、自社等のデザイナー、ライターが考案した内容を掲載すること。
- ・自社等のデザイナーがテーマに沿って作成したイラストを2点以上使用すること。
- ・写真は、自社等のカメラマンが撮影したものを使用することが望ましい

が、テーマに沿った写真がない場合はダミーでも可（同カメラマンが過去に撮影したものでも可）。

（3）4面について

以下の①～④のスペースを設けること。なお、以下の①～④は、過去に発行した「県からのたより」の本文、写真等をそのまま使用してもよい（ダミー可）。

① 特集2（水俣病の公式確認から70年）

- ・令和8年は、「水俣病の公式確認から70年」を迎えるため、水俣病の啓発を目的とした特集を制作すること。

【参考】<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/47/50554.html>

② 各種お知らせ

- ・令和7年冬号（No. 159）4面のお知らせ欄から任意の内容を選び、お知らせ欄を作成すること。
- ・広報課の広報媒体を紹介するコーナーを設けること。

③ プレゼントコーナー

- ・県産品を読者にプレゼントするコーナーを設けること。
- ・プレゼントに関する内容（商品、当選人数等）は、別紙「企画提案書」で企画提案すること。

④ 広告掲載枠

- ・天地65mm×左右250mmで記事下広告を予定しているため、そのスペースを空白で設けること。

（4）その他

- ・フォントは、見やすいサイズとし、文字量を極力減らす。
- ・タイトルや写真、イラスト等を見れば、内容がイメージできるようなデザインとする。
- ・縦組み、横組みは問わない。

3 審査項目

提出作品については、主に下記枠内の内容等について審査する。

（1）業務処理体制（配点：10点）

- ① 業務区分ごとにスタッフが記載されており、広報紙の年4回の発行に対応できる十分な人員が確保されているか。
- ② 業務区分ごとに記載されているスタッフは、過去に広報紙の制作や県内情報の発信等の業務を行ってきた実績があるか。

（2）企画内容（配点：15点）

- ① 企画制作のコンセプトは業務の目的及び方針を十分に理解したものとなっているか。
- ② 電子版も含め、広報紙を県民に周知する方法や、読者に興味を持つもらうための有効な提案があるか。また、それは実施可能な内容となっているか。

(3) 表紙（配点：15点）

- ① 表紙は、特集面の内容や季節性等を踏まえつつ、読者が手に取りたくなるような提案となっているか。

(4) 「提案作品」の内容（配点：50点）

- ① 県が提示したテーマ、伝えたいメッセージが盛り込まれており、それが読者に伝わる構成になっているか。
- ② 単なるお知らせ（情報の羅列）ではなく、テーマをより掘り下げ、読者の共感を醸成するような切り口、工夫（人に絡めてストーリー性を持たせる等）があるか。
- ③ 思わず読み進めたくなるような、読者を引きつけるレイアウト・デザイン、色、イラストなどが使われているか。
- ④ メインタイトルや見出しに、読者を強く捉え、心に響くキャッチコピーが使われているか。また、本文は読みやすい、分かりやすい文章になっているか。
- ⑤ 提案作品の紙面全体（表紙から4面まで）に統一感があり、読者にとって見やすく、分かりやすい構成となっているか。

(5) 参考見積額（配点：5点）

示された経費の内訳は適正か。

(6) 事業者の取組（配点：5点）

- ① 熊本県ブライト企業の認定を受けているか。
- ② 障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績（当該年度又は前年度）があるか。
- ③ 事業活動温暖化計画書制度の対象事業者（義務及び任意）、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または森林吸収量認定書の交付実績（今年度又は前年度）があるか。
- ④ 熊本県SDGs登録制度、またはパートナーシップ構築宣言に登録しているか。